

■ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金 ■

1) 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金(単独審査の場合) ()内は消費税 8 %を含む料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県				備考
種別		延床面積 300㎡未満	延床面積 300㎡以上	
一戸建ての住宅		¥38,000 (¥41,040)	¥45,000 (¥48,600)	1 変更 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金について 2 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、原則は左記金額の「2分の1」以上とし上限は左記金額とする。 詳細な料金は変更内容により事例ごとに社内で相談の上決定する。
				3 再発行については1回につき下記の料金による。 ¥3,000 /1回 (¥3,240 /1回)
				4 減額料金については、別途内規で定めます。

2) 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金(設計住宅性能評価等併願の場合)()内は消費税 8 %を含む料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県				備考
種別		延床面積 300㎡未満	延床面積 300㎡以上	
一戸建ての住宅		¥10,000 (¥10,800)	¥10,000 (¥10,800)	「設計住宅性能評価等」とは、「設計住宅性能評価業務」及び「長期優良住宅建築計画に係る技術的審査業務」とする。 1 2 上記2の併願が適用される「設計住宅性能評価等」に記載されている省エネルギー性能は、断熱等性能等級4である場合のみが対象となります。 3 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金について 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、原則は左記金額の「2分の1」以上とし上限は左記金額とする。 詳細な料金は変更内容により事例ごとに社内で相談の上決定する。
				4 再発行については1回につき下記の料金による。 ¥3,000 /1回 (¥3,240 /1回)
				5 減額料金については、別途内規で定めます。